

令和4年第9回廿日市市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和4年9月6日(火)
午前10時00分開会

午前11時30分閉会

2. 場 所 廿日市市役所7階会議室

3. 出席委員(農業委員11名)

2番 木浦 紀幸	3番 神鳥 正貴	5番 岡 真由美
6番 古川 憲吾	8番 梶原 安行	9番 是佐 恵美子
10番 山田 政則	11番 河井 孝之	12番 岩木 國明
13番 沖村 弓枝	14番 河野 義刀	

(推進委員9名)

推進委員 登 宏太郎	推進委員 岩本 博志	推進委員 岡村 昭男
推進委員 清水 透	推進委員 堀田 良昭	推進委員 吉田 雅子
推進委員 三田 邦男	推進委員 黒田 球貴	推進委員 松井 祥壮

4. 欠席委員(5名)

1番 中田 安義	4番 中山 誠治	推進委員 小西 礼子
推進委員 安井 多佳子	推進委員 倉本 良夫	

5. 議事録署名委員

5番 岡 真由美	6番 古川 憲吾
----------	----------

6. 会議に出席した委員以外の者

7. 服務のため出席した者

農業委員会事務局長	齋藤 千文
次 長	比良 大助
主 事	原田 ゆみ
(佐伯支所) 専門員	中原 貴志
(吉和支所) 主任主事	平井 翔太
(大野支所) 主任主事	奥田 規之
(宮島支所) 主任主事	平岡 滋

8. 会議に諮った議題

《審議事項》

- (1) 議案第 40 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について(利用権賃借)
- (2) 議案第 41 号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積について(空き家に付随する農地)
- (3) 議案第 42 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (4) 議案第 43 号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- (5) 議案第 44 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

9. その他

(開会 午前 10 時 00 分)

事務局	初めに河野会長の挨拶の後、会長が議長として議事を進行されます。よろしくお願いします。
河野会長	会長挨拶。 廿日市市農業委員会会議規則第 5 条の規定により、議長を務めさせていただきます。
議長	ただいまから令和 4 年第 9 回廿日市市農業委員会総会を開会いたします。 まず、本総会の成立を申し上げます。委員総数 13 名、本日の欠席者が 2 名おられまして、11 名ということです。また、推進委員の方も 3 名が、都合で欠席されておられますが、在任委員の過半数の委員が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定によりまして、本総会は成立をしております。 続きまして、議事録署名委員の指名を行います。 廿日市市農業委員会会議規則第 20 条第 2 項の規定に基づきまして、5 番の岡委員さん、6 番の古川委員さんのご両名をお願いを申し上げます。 それでは、ただいまから議事に入ります。 まず、初めに審議事項に入ります。 議案第 40 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について議案としますが、番号 27 番、28 番、29 番について、議席番号 8 番の梶原委員、議席番号の 12 番の岩木委員が関係する案件、また、番号 32 番については、議席番号 12 番の岩木委員が関係する案件のため、先に 30 番、33 番から 37 番を審議いたします。 それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第 40 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権貸借についてのうち、番号 30 番、33 番から 37 番について説明させていただきます。 座って説明させていただきます。 議案書は 4 ページから 7 ページ、位置図は 3 ページから 7 ページになります。 番号 30 番、農地の所在地は、玖島字下大町、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は 3 筆の 5,521 平方メートルで、利用目的は田です。期間は公告日から令和 7 年 3 月 31 日までの使用貸借の新規設定を行うものです。 次に番号 33 番、34 番、35 番は利用権の設定を受ける

	者が一緒のため、まとめて説明させていただきます。 番号３３番、３４番、３５番、農地の所在地は、津田字檜ノ迫、字神田、字下市、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は１２筆の８，０６４平方メートルで、利用目的は畑で、ジャガイモ、カボチャ、ナス、キュウリなどを栽培する予定です。期間は、番号３３番は公告日から令和５年１２月３１日まで、番号３４番、３５番は公告日から令和８年３月３１日までの使用貸借の新規設定を行うものです。 次に番号３６番、農地の所在地は、原字長谷、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は１筆の８４４平方メートルで、利用目的は畑で、サツマイモ、タマネギ、ジャガイモ、ブルーベリーを栽培する予定です。期間は公告日から令和５年８月３１日までの使用貸借の新規設定を行うものです。 次に番号３７番、農地の所在地は、玖島字正ノ原、登記地目は畑です。関係者は議案記載のとおりです。面積は１筆の１５５平方メートルで、利用目的は畑で、利用権の設定を受ける者は高齢者施設の経営をしており、栽培した野菜を食事として提供する予定です。期間は公告日から令和１５年３月３１日までの使用貸借の新規設定を行うものです。 いずれも、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。 以上で、議案第４０号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてのうち、番号３０番、番号３３番から３７番についての説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。
８番委員	８番、梶原です。番号３０番についてご報告いたします。 ７月２８日に岩木委員、堀田委員、清水委員と事務局で現地確認をいたしました。この農地は、〇〇さんの所有ですが、〇〇さんは、東京に在住しておられ、地域扱いになっておりますが、以前から〇〇さんが耕作をされております。しかしながら、〇〇さんが２年前から体調を崩され休まれておりますが、耕うんや草刈りなどの最低限の管理を続けておられます。また、この農地は、〇〇の農地であり、〇〇さんが耕作不可能になった場合でも、参加者により管理をされるものと思われま。よって、〇〇さんの体調が回復すれば、引き続き耕作をされることと思われ、何ら問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長	続いて、３３番、３４番、３５番、松井委員さん、お願いします。
松井推進委員	津田地区推進委員の松井です。３３、３４、３５は利用権の設定を受ける者が同一のため、一括して説明いたします。地図は４ページから５ページ。現地確認は、８月１９日に会長、木浦委員、神鳥委員、事務局２名と実施いたしました。場所は、３４、３５は、佐伯文化センターの南通り、それから３３番については、そこから少し南に下がった林という集落になります。現地は、ほとんど耕起が済んでおりまして、確認当日も一部をトラクターで引いておられました。３４につきましては、緑肥が植わっておりまして、これも先ほど事務局から説明がありましたように、野菜を作るためにすき込むという作業をされるのだろーと思ひます。確認の結果であります、利用権の設定を受ける者は、以前から番号３３の近隣に農地を借り受けて適正に耕作されていることから、今後同様の管理が見込まれると考へられます。近隣農地に影響する要因が見当たらず、特に問題はないと考へております。ご審議のほどよろしくお願ひします。
議長	続いて、３６番、岡村委員さん、３７番、堀田委員さん、お願いします。
岡村推進委員	推進委員の岡村です。３６番についてご説明をさせていただきます。８月２４日、事務局２名と沖村委員とで現地確認をさせていただきました。地図は６ページです。この場所は、国道４３３号線で近くに原市民センター、原小学校がありますが、そこから北約１キロの地点になります。近くには伊勢神社があり、この〇〇さんという方が、こちらの原の長野地区に引っ越してきて、家を建てて畑をしたいということです。この場所を借りるということで、耕作をされるということをお伺ひしております。周りは、ほかには畑もあまりなく、片方、山側も墓地になっておりますので、周りには全く影響ないと思ひれます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。
議長	続いて、堀田さん。
堀田推進委員	推進委員の堀田です。番号３７について説明します。地図は７ページとなります。８月１８日、岩木委員、梶原委員、清水委員、事務局２名と現地調査を行いました。場所については、永原地区から玖島地区に入った辺りで、主要地方道大竹湯来線から少し入った位置となります。利用権の設定を受ける〇〇は高齢者施設を営んでおり、できた野菜を食事として利用する考へでいるものです。何ら問題はないと思ひれ

	ます。審議のほどよろしく申し上げます。
議長	それぞれ地元担当委員の説明がございました。これにつきまして、ご意見、ご質問等があればお願いをします。 どうですか、ありませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	ご意見がないようですのでお諮りをいたします。 議案第４０号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてのうち、番号３０番、３３番から３７番について、承認することに異議ございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第４０号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、３０番、３３番から３７番について、承認することに決定をいたします。 続きまして、議案第４０号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてのうち、番号２７番から２９番について議案としますので、議席番号の８番の梶原さん、議席番号１２番の岩木委員のご退席をお願いをいたします。 ＝梶原委員、岩木委員 退席＝
議長	それでは、事務局から説明をお願いいたします。
事務局	議案第４０号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権貸借についてのうち、番号２７番から２９番について説明させていただきます。 議案書は３ページ、位置図は１ページ・２ページになります。 番号２７番から２９番は、利用権の設定を受ける者が一緒のため、まとめて説明させていただきます。 番号２７番から２９番、農地の所在地は、玖島字壺町田日浦、字壺町田景浦、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は４筆の４，９８６平方メートルで、利用目的は田です。期間は公告日から令和７年３月３１日までの賃貸借の新規設定を行うものです。 いずれも、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。 以上で、議案第４０号 農業経営基盤強化促進法に基づく

	農用地利用集積計画についてのうち、番号２７番から２９番についての説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。 ２７番から２９番、堀田委員さん、よろしくお願いします。
堀田推進委員	推進委員の堀田です。番号２７から２９については、利用権の設定を受ける者が同一のため、一括して説明します。地図は、２７、２８は１ページ、２９は２ページとなります。８月１８日、岩木委員、梶原委員、清水推進委員と事務局２名と現地調査を行いました。場所については、旧玖島小学校から湯来町側に約５００メートルの場所です。３件とも個人での耕作は困難となったため、〇〇が引き受け、耕作をするものです。何ら問題はないと思われます。審議のほどよろしくお願いします。
議長	ただいまの説明についてのご意見、ご質問等があればお願いをいたします。 《委員より質疑等なし》
議長	ご意見はないようですのでお諮りをいたします。 議案第４０号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてのうち、番号２７番から２９番について、承認することに異議はございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第４０号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてのうち、番号２７番から２９番について、承認することに決定をいたします。 退席した梶原委員席にお戻りください。 ＝梶原委員 復席＝ それでは、議案の４０号でございますが、促進法に基づく農用地利用集積計画についてのうち、番号３２番について議案とします。 それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第４０号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権貸借についてのうち、番号３２番について説明させていただきます。

	議案書は４ページ、位置図は１ページになります。 番号３２番、農地の所在地は、玖島字壱町田日浦、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は２筆の６，０７３平方メートルで、利用目的は田です。期間は公告日から令和７年３月３１日までの賃貸借の再設定を行うものです。 地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。 以上で、議案第４０号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてのうち、番号３２番についての説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	それでは、事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお願いします。 堀田委員さん、お願いします。
堀田推進委員	番号３２について説明します。地図は、１ページとなります。８月１８日、岩木委員、梶原委員、清水推進委員、事務局２名と現地調査を行いました。場所については、先ほど説明した２７から２９のすぐ近くとなります。 〇〇さんから相続された〇〇さんと農業委員であります〇〇さんとの利用権の再設定となります。何ら問題はないと思われま。審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただいまご説明ございましたが、これの件につきまして、皆さんからのご意見、ご質問等があればお願いをいたします。 意見はございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	議案第４０号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてのうち、番号３２番について、承認することに異議ございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第４０号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてのうち、番号３２番について、承認することに決定をいたしました。 岩木さん、お戻りください。 ＝岩木委員 復席＝

議長	それでは、議案第４１号 農地法第３条第２項第５号に規定する別段の面積（空き家バンクに附随する農地）について議案とします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第４１号 農地法第３条第２項第５号に規定する別段の面積、空き家バンクに附随する農地について説明させていただきます。 事前に配付しております議案第４１号資料①をご覧ください。 空き家バンクに附随する農地につきましては、令和元年１２月総会において、定住促進等を図る観点から、取得下限面積について１アールでご承認をいただいております。 新規に空き家バンクに登録された、空き家に附随する農地の取得下限面積について承認を求めるものです。 空き家バンクに附随する農地の別段の面積について登録する際には、総会の承認を得ることということですので上程しております。 この空き家バンクに附随する農地につきましては、この後の議案第４２号 農地法第３条許可申請に関連する案件でもあります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりましたので、これについて質疑等があればお願いをいたします。 山田委員さん。
１０番委員	この空き家バンクについて附随している農地は、３条の申請での手続きで三年三作するのですか。
事務局	そうです。
１０番委員	三年三作はしなければいけないということですね。
事務局	はい、指導しております。
１０番委員	それは、もう普通の農地と同様な指導をするということですか。
事務局	はい。
１０番委員	分かりました。
議長	よろしいでしょうか。ほかにございませんか。

	《委員より質疑等なし》
議長	ほかにご意見がないようでございますので、お諮りをします。 議案第４１号 農地法第３条第２項第５号に規定する別段の面積（空き家バンクに附随する農地）について、承認することに異議ございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第４１号 農地法第３条第２項第５号に規定する別段の面積（空き家バンクに附随する農地）について、承認することに決定をいたします。 続きまして、議案第４２号 農地法第３条の規定による許可申請について議案としますが、番号１９４番について、議席番号２番の木浦委員が関係する案件のため、先に番号１８１、１８８、１８９、１９１、１９２、１９５、１９８番を審議をいたします。 それでは、事務局からお願いします。
事務局	議案第４２号 農地法第３条の規定による許可申請についてのうち、番号１８１番、１８８番、１８９番、１９１番、１９２番、１９５番、１９８番について説明させていただきます。 議案書は１０ページから１４ページ、位置図は８ページから１２ページ、１４ページ・１５ページになります。 番号１８１番、農地の所在地は、大野字戸石川、登記地目は田です。面積は４筆の４７．０７平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は農地改良に伴う面積の減少のため、譲受人は経営規模拡大のためで、無償の所有権移転です。 次に番号１８８番、農地の所在地は、浅原字上保曾、登記地目は田及び畑です。面積は８筆の１，９４６平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は後継者に経営を引き継がせるため、譲受人は農業経営を引き継ぐためで、無償の所有権移転です。 次に番号１８９番、農地の所在地は、永原字下中組、登記地目は田です。面積は２筆の１，７５７平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は自宅の売却に伴い農地も売却するため、譲受人は購入する自宅に近く新たに農業を始めるためで、有償の所有権移転です。こちらの農地は、先ほどの議案第４１号で空き家バンクに附随する農地として承認されたものであります。 次に番号１９１番、農地の所在地は、津田字東花上、字下

	花上、字柏で、登記地目は田及び畑です。面積は10筆の3,505.52平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は後継者に経営を引き継がせるため、譲受人は農業経営を引き継ぐためで、無償の所有権移転です。 次に番号192番、農地の所在地は、浅原字本郷、登記地目は田及び畑です。面積は2筆の1,688平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は自宅の売却に伴い農地も売却するため、譲受人は購入する自宅に近く農業を始めるためで、有償の所有権移転です。こちらの農地も先ほどの議案第41号で空き家バンクに附随する農地として承認されたものでございます。 次に番号195番、農地の所在地は、原字長野、字長谷で、登記地目は田です。面積は2筆の481平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は遠方で耕作困難なため、譲受人は購入する自宅に近く便利であるためで、有償の所有権移転です。 次に番号198番、農地の所在地は、宮内字渡果、登記地目は田及び畑です。面積は4筆の923.71平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は自宅の売却に伴い農地も売却するため、譲受人は購入する自宅に近く新たに農業を始めるためで、有償の所有権移転です。こちらの農地も議案第41号で空き家バンクに附随する農地として承認されたものであります。 いずれも、譲受人は、保有する機械等から判断して、農地取得後も全ての農地を耕作するものと認められ、下限面積10アールを超えており、申請地周辺の農地の利用に支障が生じることは考えられないため、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を満たしていると考えます。 以上で、議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、番号181番、188番、189番、191番、192番、195番、198番について説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	3条の許可申請の利用ですが、ただいま事務局から説明いたしましたことにつきまして、地元の意見を伺います。 181番、山田委員さん、188、古川さん、189、三田委員さん、191、松井委員さん、192、古川委員さん、195、岡村委員さん、198、岩本委員さん、お願いいたします。
10番委員	10番の山田です。181番の説明ですが、これに関して4条、5条でそれぞれまた別に後から出てきますけれど、トータル3つの議案があります。同時に説明いたします。8月

	8日に、吉田推進委員と、事務局の皆さんと一緒に現地を見ております。地図は8ページで、8ページに全部入っております。該当地としては、これは約20年前に造成したということで、私が農業委員をする前からもう造成されてあったのですが、この地図の真ん中の182番とあるところが、そこを造成しているわけです。その下の田との境の湾曲部分をとにかく真っすぐに直し造成されました。造成してから、その登記の整理をしていなかったということで、今回、登記の整理をするということで出されたものです。まず、最初に今言っている3条で、境を直線的に、そのブロックをただけですから、その境の上の182番から181番に少し下がりが出たカ所を3条として、下の田の人に無償移転するということです。それが3条の仕事ですね。それから2番目に、今度は下の土地が既にもう182番に入っており、その造成地の中に入っているカ所を、今度5条で移設するということです。それから最終的に、182番の土地は、20年前に造成したのですが、造成しただけではなく、その資材置場として使っているのに、申請がされていなかったということで、今回、顛末書を添えて申請されました。これが、後から出るこの4条の件なのですが、この3つを同時に申請するということです。3条は、182番の土地の境からはみ出た分を下の土地の人に渡すということです。20年、自分達も気がつかなかったのですが、今回初めて全体の所有権の移転をして、登記をし直すということでございます。以上です。
議長	続いて、お願いします。
6番委員	188番について、6番の古川でございます。ご説明いたします。8月22日に安井推進委員と事務局2名で現地の確認をしております。位置図ですけれども、9ページをご覧くださいと思います。9ページをご覧くださいますと、県道沿いでございます。津田から浅原に向かっていく県道の途中でございます。〇〇というのがあったのですけれども、その裏側の場所でございます。現在は、〇〇として地域の方が使用されている〇〇の後ろ側です。赤い網かけのところの横に家がございます。家の所有者は弟である〇〇さんですが、お住まいになっているのは〇〇さんのお兄さんです。兄へ所有権を移転するというので、先日、確認へ行きましたら、適切に管理され耕作中でした。特に問題等はないものと思われまので、よろしく願いいたします。
議長	続いて、192番です。
6番委員	続いて192番についても私からご報告をいたします。先ほど空き家バンクに関わるところでご説明ございまし

たけれども、空き家バンクに係る住宅とともに農地も売却ということで話が進みました。これにつきましては、8月22日に安井推進委員と事務局2名で、受人であります、購入者でございます〇〇さんも立会いの上で現地の確認を行いました。地図は12ページでございます。12ページをご覧くださいますと、網かけの場所が2か所ございます。ここは、県道と国道186号線が真横に通ってまして、市民センターまで、本郷橋というのがございますけれども、これを右に曲がりますと市民センターまで約200メートルぐらいございますが、そういう場所でございます。近くには、上田宗箇の岩船の水という場所がございます、宗箇まつり等を行う場所もこのすぐそばにございます。〇〇さんですけれども、まだお若い方です。浅原地区の担当をしております地域支援員ということで、この方が入ってこられた時にいろいろ家も探してこの192番の家も目ぼしい中に入っておりました。その折では紹介しただけでしたが、この度話がまとまりまして、家の持ち主、〇〇さんが売却するということになったものです。〇〇さんですけれども、広島市にずっとお住まいでございまして、相続後、自宅とともに農地を一括して売却するということでございます。家は、地図の横にございます赤い印のところですが、道路側へ少し寄っています。ここが今後〇〇さんが購入される住宅でございまして、購入に際しては、農機具、トラクター、田植え機、コンバイン、乾燥機、軽トラまで一括して購入ということに進みました。〇〇さんも浅原に定住されて、農業しながら、もう少し支援員として頑張ってもらおうということでございまして、非常に喜ばしいことだと思います。

よろしくお願いいたします。以上です。

議長

続いて、189番、三田さん。

三田推進委員

推進委員の三田です。189番についてご報告をいたします。位置図は10ページを見てください。10ページですが、玖島分れのスパークから、県道を玖島方面に約1キロ入ったところで県道に面した場所です。8月18日に、河井委員と事務局2名の計4名で現場を確認しております。譲渡人の〇〇さんという方は、高齢で現住所には住んでおられないのですが、このたび建物と農地1反8畝と農機具、これを今回譲り渡すものです。農地につきましては、しばらく耕作されていないということもありまして、雑草に覆われたような状態ですが、譲り受ける〇〇さんの息子さんと今後新たに農業を行うとのことでした。農業の経験は不明ですが、隣の方が、今後世話をされるということです。場所は、県道に面しており、水路の管理もされておまして、日照条件も非常によいと思われます。特に問題ないと思われますので、ご審

	議をよろしくお願いいたします。
議長	次、１９１番、松井委員。
松井推進委員	津田地区推進委員の松井です。番号１９１番について説明いたします。地図は１１ページです。現地確認は、８月１９日に、会長、木浦委員、神鳥委員、事務局２名と実施いたしました。１１ページの地図を見ていただきますと、北から南へ向けて県道本多田佐伯線がありますが、この裏のところが佐伯支所に当たります。佐伯支所から数百メートル行ったところが、この網かけの位置になるわけですが、網かけの右側が畑、それから左側が田んぼになっておりまして、田んぼには水稻が、畑には永年性の作物などが植えてありました。譲受人は母親から農業経営を引き継ぐために生前贈与を受けるもので、これまでと何ら変わりはありませんので、特に問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	次、岡村委員さん。
岡村推進委員	原地区推進委員の岡村です。１９５番についてご説明をさせていただきます。８月２４日、事務局２名と沖村委員とで現地確認を行ってまいりました。地図は１４ページです。 場所は、国道４３３号線の先ほどの原小学校から北へ約１キロ地点の清鈴園の少し南にあります長野ループ、そのすぐ南側にある箇所です。譲受人の〇〇さんは、この場所に、左側の赤い網かけのところの辺、ちょうど自宅があるのですけれども、ここの自宅を購入されて住まわれるということです。自宅の近くにある畑、それから同じ土地の少し離れているのですが、土地を借りて畑をされるということです。自宅の近くにありますが、耕作用具もあると思われますので、問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 以上です。
議長	続いて、１９８番、岩本委員さん。
岩本推進委員	推進委員の岩本です。１９８番についてご説明いたします。８月２５日、中山委員、事務局と現地調査を実施いたしました。地図は１５ページでございます。場所は、この地図の上の湾曲しておりますが、これが県道佐伯線でございます。地図の上のほうは、のうが高原の入口付近となります。現地は、その手前を２００メートルぐらい左に入ったところです。農地は、空き家バンクに附随する農地でございます。網かけの左側が畑です。右側の面積の小さいほうに梅が植えてあります。譲渡人の〇〇さんは、高齢のため、もう耕作は

	困難となって売却をするということでございます。譲受人の〇〇さんは、〇〇をされており、休日には夫婦で農地を耕作されるということでございます。特別問題はないと思われますので、ご審議よろしくお願いいたします。以上でございます。
議長	以上で、地元地区担当委員の説明が終わりました。これにつきまして、ご意見、ご質問等があればお願いをいたします。
議長	ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	ご意見がないようですのでお諮りをいたします。 議案第４２号 農地法第３条の規定による許可申請についてのうち、番号１８１、１８８、１８９、１９１、１９２、１９５、１９８番について、許可することに異議はございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第４２号 農地法第３条の規定による許可申請についてのうち、今言いました、１８１、１８８、１８９、１９１、１９２、１９５、１９８について、許可することに決定をいたします。 続いて、議案第４２号 農地法第３条の規定による許可申請についてのうち、１９４番について議案としますので、議席番号２番の木浦委員さん、ご退席をお願いいたします。 ＝木浦委員 退席＝
議長	それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第４２号 農地法第３条の規定による許可申請についてのうち、番号１９４番について説明させていただきます。 議案書は１３ページ、位置図は１３ページになります。 番号１９４番、農地の所在地は、玖島字北川上、登記地目は田です。面積は２筆の１，５２４平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は労力不足により耕作困難なため、譲受人は自宅に近く便利であるためで、有償の所有権移転です。 譲受人は、保有する機械等から判断して、農地取得後も全ての農地を耕作するものと認められ、下限面積１０アールを超えており、申請地周辺の農地の利用に支障が生じることは

	考えられないため、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を満たしていると考えます。 以上で、議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、番号194番について説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。地元地区担当委員による意見を伺います。 194番について、清水委員さん、お願いします。
清水推進委員	玖島地区推進委員の清水です。194番について説明させていただきます。位置図は13ページとなります。8月18日、梶原委員、岩木委員、堀田委員、事務局2名と現地調査を行いました。譲渡人、〇〇さんは、地元に住んでおられないため、耕作が困難な状況でございます。譲受人、〇〇さんは、昨年近隣の家屋と農地を買い受けられており、今回申請の農地についても自家消費農園として利用するため申請されたものです。周辺農地等の影響も考えられず、特に問題はないと考えられます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	それでは、これにつきまして、ご意見、ご質問等があればお願いをいたします。 ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	ご意見がないようですのでお諮りをします。 議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、194番について、許可することに異議ございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について、194番について、許可することに決定をいたします。 それでは、木浦委員さん、お戻りください。 ＝木浦委員 復席＝
議長	それでは、議案第43号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について議案とします。 事務局から説明をお願いいたします。

事務局	議案第４３号 農地法第４条第１項の規定による許可申請について説明させていただきます。 議案書は１５ページ、位置図は８ページになります。 番号１８２番、農地の所在地は、大野字戸石川、登記地目は田です。面積は３筆の１，６８３平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、資材置場として利用するための申請ですが、農地転用の手続を行わず、既に資材置場として利用しているため、顛末書が提出されております。 書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、事業規模から見て適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと考えます。 以上で、議案第４３号 農地法第４条第１項の規定による許可申請について説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明がございましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いします。 山田委員さん、お願いします。
１０番委員	先ほど説明しましたように、地図は８ページです。第４条ですが、２０年前に造成して資材置場として使用していたということで、このたび４条の申請が出ております。正式に出ているということです。顛末書がついております。以上です。
議長	これについて、ご意見、ご質問等はございますか。 《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですのでお諮りします。 議案第４３号 農地法第４条第１項の規定による許可申請について、許可することに異議ございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第４３号 農地法第４条第１項の規定による許可申請について、許可することに決定をいたします。 続きまして、議案第４４号で農地法第５条第１項の規定による許可申請についてを議案といたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第４４号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について説明させていただきます。

議案書は 16 ページから 19 ページ、位置図は 8 ページ、16 ページから 23 ページになります。

番号 157 番、農地の所在地は、河津原字下中組の第 2 種農地で、登記地目は田です。面積は 2 筆の 875 平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、薬局店舗及び駐車場として利用するための申請です。

次に番号 173 番、農地の所在地は、原字北後畑の第 2 種農地で、登記地目は田です。面積は 4 筆の 1,720 平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、救助犬の運動場として利用するための申請です。

次に番号 174 番、農地の所在地は、飯山字神田の第 2 種農地で、登記地目は田です。面積は 1 筆の 330 平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、太陽光発電事業を行うための申請ですが、令和 2 年 12 月 7 日付で太陽光発電事業を行うために許可された農地が、廿日市市の地籍調査におきまして、今回の地番も含まれていることが判明したため、このたび、再度、太陽光発電事業として申請されたもので、始末書が提出されております。

次に番号 183 番、農地の所在地は、大野字戸石川の第 2 種農地で、登記地目は田です。面積は 2 筆の 18.40 平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、資材置場として利用するための申請です。

次に番号 184 番、農地の所在地は、津田字猪ノ子の第 2 種農地で、登記地目は畑です。面積は 1 筆の 119 平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、農業用倉庫として利用するための申請ですが、農地転用の手続を行わず既に農業用倉庫として利用しているため、始末書が提出されております。

次に番号 185 番、農地の所在地は、峠字土居の第 2 種農地で、登記地目は田です。面積は 1 筆の 7.03 平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、宅地の拡張のための申請です。

次に番号 187 番、農地の所在地は、津田字上花上の第 2 種農地で、登記地目は田です。面積は 1 筆の 803 平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、資材置場として利用するための申請です。

次に番号 190 番、農地の所在地は、峠字石迫の第 2 種農地で、登記地目は田です。面積は 1 筆の 330 平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、住宅として利用するための申請ですが、農地転用の手続を行わず既に整地をしているため、顛末書が提出されております。

次に番号 197 番、農地の所在地は、中道字三島原の第 2 種農地で、登記地目は田です。面積は 2 筆の 2,121 平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用

	理由は、太陽光発電事業を行うための申請です。 いずれも、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、事業規模から見て適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと考えます。 以上で、議案第44号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見を伺います。 157番と184番、187番を木浦委員さん、あと、岡村委員さんが173番、神鳥さんが174番、神鳥さんは197もあります。そして、山田委員さん、183番、三田さん、185と190。以上です。よろしくお願いいたします。
2番委員	番号2番、木浦です。157番について説明いたします。 8月19日、小西委員と事務局1名と私の3名で現場の確認をしました。地図は16ページで、網かけのすぐ下が県道です。右方面が廿日市市街でお宮があったり、網かけのすぐ左下がセブンイレブンということで、ほぼ、河津原の中心地域ということになります。受人が、これは〇〇を自営されておって、申請地に〇〇を開きたいということです。店舗と駐車場ということで申請されているので、現地もほぼ周りは住宅地域になっており問題ないと思いますので、審議のほどよろしくお願いいたします。続けて、184番です。地図は19ページになります。8月19日に会長、神鳥委員、松井委員、事務局2名で現地調査をしました。地図の網かけの上側に小瀬川があり、その上が県道になっております。右側が津田、左側が浅原地域になって、津田と浅原のほぼ境界付近ということになります。この網かけのところのすぐ左隣が受人の生家ということです。現在は友田の住所になっておりますが、現地には倉庫が建っており、受人・渡人の双方の亡父の代から今の状態になっているということです。始末書も提出されており、登記整理ということで出されていると思いますので、審議のほどよろしくお願いいたします。次は、187番で、地図は21ページになります。やはり8月19日、河野会長、神鳥委員、松井委員と事務局2名で現場を確認しました。現地は、ちょうどすぐ縁なのですが、左下に佐伯支所があります。支所から約1.5キロぐらい離れた場所が花上地域ということになるのですが、現地はこの辺りにあります。網かけが、道から少し離れているのですが、ここが恐らく農地外の地目になっているのではないかと思います。ここが、駐車場に利用されているということで、始末書が必要になったということです。網かけの場所に向かって、道からの入口に農

	業水路があったため、現地の立会をした代理人の方に入り口の農業水路の工事してくださいと指導しました。網かけ部分は、建築用の資材置場です。露天で置かれるということで申請されているため、要するに隣接は農地なのですが、露天ということなもので被害はないと思われます。審議をよろしく願いいたします。
議長	岡村さん。
岡村推進委員	原地区推進委員の岡村です。番号 1 7 3 番について説明させていただきます。地図は 1 7 ページです。8 月 1 2 日に事務局 1 名と沖村委員さんとで現地確認を行ってまいりました。場所は、後畑地区にありますアルカディアビレッジというキャンプ場があるのですが、それから湯来方面へ向かって、約北方面 1 キロぐらい行ったところになります。この場所は、〇〇さんという方がもう長い間〇〇をしたり、果樹を植えておられたのですが、もう高齢ということで、〇〇の運動場ということで〇〇の〇〇さんという方に譲り渡すと聞いております。それで、周りにはもう見てのとおり、山なので、全く影響はないと思います。ご審議のほどよろしくお願い致します。
議長	神鳥さん。
3 番委員	3 番の神鳥です。1 7 4 番について説明させていただきます。地図は 1 8 ページとなります。地図の上の方は、吉和村になります。その手前の集落、飯山というところでは、8 月 2 3 日、黒田推進委員、事務局 2 名、計 4 名で現地を調査いたしました。現地は、令和 2 年に農地転用許可を受けた〇〇により、太陽光発電が設置されていましたが、その後の地籍調査で当該地域内に隣接番地が含まれていることが判明したことから、今回、農地転用申請されたものです。周辺農地等の影響も考えられず、始末書も提出されており、やむを得ないものと考えます。ご審議のほどよろしくお願い致します。続きまして、1 9 7 番について説明いたします。地図は 2 3 ページになります。地図の北側、上のほうが山口県岩国市錦町、その手前、羅漢山の手前の県境、広島・山口県境の 1 キロ手前ぐらいの集落になります。中道地区です。8 月 2 3 日、黒田推進委員、事務局 2 名、私で現地調査を行いました。譲渡人の〇〇さんは、高齢化により耕作が困難になり現在は休耕されています。今回、太陽光発電施設を目的とする農地転用申請であります。定期的な草刈りの実施や周囲農地へのフェンス設置については、現地調査時に施工業者の方から設置するとの旨の説明を受けました。周辺農地への影響も考えられず、農地転用については問題ないと考えま

	す。ご審議のほどよろしく願ひいたします。以上です。
10番委員	山田です。183番について説明します。地図は8ページです。183番、これは例の182番の埋め立てたところにもう既に入っている土地を、そのまま182番の持ち主のほうに移転するということです。この3つの181に182、183、3つの申請で、今回終了ということになります。 以上です。
議長	三田さん。
三田推進委員	推進委員の三田です。185と190について説明をいたします。まず、185についての説明をいたします。位置図は20ページ、友和小学校の南側、〇〇の練習場がありますが、そこの対面、その真横となります。8月18日に、河井委員と事務局2名の計4名で現地確認を行っております。本件は、昭和49年頃に譲渡人が私道として提供した土地であったのですが、今年の登記簿の整理中に譲受人の経営する会社の敷地内に入っているということが分かった様です。仕方ないので、現状のまま無償で譲り渡すということになっております。特に問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしく願ひいたします。それと、190番、190について説明をいたします。地図は22ページ、佐伯工業団地の北側であります。8月18日に河井委員と事務局2名、計4名で現場確認を行っております。これは、譲受人の〇〇さんが住宅を建築するために、雑種地を譲渡人、〇〇さんからここを譲り受けるものであります。現在、雑種地はもう整地してあります。周辺には数軒建物がありますけれども、ある程度であり、道路の片側に排水溝や農業用水路、周辺には約2反程度の耕作地と休耕地があります。特に問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしく願ひいたします。 以上です。
議長	5条の転用ですけれども、それぞれに地域の担当委員が説明されました。これについて、ご意見、ご質問等があれば願ひします。 ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですのでお諮りをします。 議案第44号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可することに異議ございませんか。 《委員より異議等なし》

議長	異議なしと認め、議案第４４号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について、許可することに決定をいたします。 続きまして、議案第４５号 非農地証明交付申請について議案とします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第４５号 非農地証明交付申請について説明させていただきます。 議案書は２０ページ、位置図は２４ページから２６ページになります。 議案と一緒に送付しました現地確認写真が添付されている議案第４５号資料①と資料①－２をご覧ください。 番号１７６番、農地の所在地は、地御前字大神、登記地目は畑です。面積は１筆で１６１平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。 番号１９３番、農地の所在地は、津田字大迫、登記地目は畑です。面積は１筆で２７１平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。 番号１９９番、農地の所在地は、宮内字野稻原、登記地目は畑です。面積は１筆で３９６平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。 いずれも、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、現地は森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地であると認められましたので、農地法に関する各種証明事務取扱ガイドラインの農地法第２条第１項の農地に該当するか否かの判断基準を準用し、非農地である旨の証明は可能と考えます。 以上で、議案第４５号 非農地証明交付申請について説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。地元地区担当委員の意見をお伺いします。 １７６番と１９９、岩本委員さん、１９３番、木浦委員さん、お願いします。
岩本推進委員	推進委員の岩本です。１７６番、１９９番についてご説明いたします。８月１０日に１７６番の現地調査をしました。地図は２４ページでございます。この地図の左側、少し離れておりますが、宮内の工業団地になります。そういったところでございます。現地を調査しまして、もう農地への復旧は完全に無理と思われます。それで、承認をしたいと思っております。１９９番についてご説明をいたします。地図は２６

	ページでございます。８月２５日、中山委員、事務局で現地調査をしました。真ん中にくねった道があるのは、県道佐伯線でございます。そこに採石場が右にあるのですが、その下にあるところです。谷になっております。そこも写真を見ていただいたら分かるように、もう完全に山林でございます。復旧はもう無理と思われるので、承認をしたいと思います。審議のほどよろしくお願いいたします。
２番委員	番号２番、木浦です。番号１９３番について説明します。 ８月１９日、河野会長、神鳥委員、松井委員、事務局２名で現場の調査をしました。地図が２５ページになります。これは、網かけの下が八幡迫の集会所、その下が大宮八幡神社があって、大体、佐伯の支所から１、２キロぐらい廿日市市内へ来たところの県道から入ったところです。現場は、両壁が山に囲まれて、網かけのすぐ左側が、これ住宅の印なのですが、そのもうすぐ縁から山ということになって、完全にこれ谷がずっと入っていくところであります。現地の写真がついているのですが、もう山の下で、植林されて何十年以上たっており、この木の下の方が５０センチぐらいになって、とても農地に復元できるような状態ではありません。非農地証明ということで認めたいと思しますので、審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ただいま地元の担当委員の意見がございました。これについて、ご意見、ご質問等があればお願いします。 《委員より質疑等なし》
議長	ご意見がないようですのでお諮りをします。 議案第４５号 非農地証明交付申請について、非農地である旨を証明することに異議ございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第４５号 非農地証明交付申請について、非農地である旨を証明することに決定をいたします。 以上で、議事を終わります。 特にないようですので、以上で本日の総会を終了いたします。 委員の皆様には慎重にご審議していただきありがとうございます。 次回の第１０回農業委員会総会は、１０月６日木曜日午前１０時から、廿日市市役所７階会議室で行います。

（閉会 午前１１時３０分）

以上のとおり会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年10月6日

議事録署名者

廿日市市農業委員会会長（議長）

廿日市市農業委員会委員（5番委員）

廿日市市農業委員会委員（6番委員）
